

# 板橋区先端設備等設備投資支援事業助成金 実施要領

## 1 事業の目的

中小企業の業況は回復傾向となっておりますが、労働生産性は伸び悩んでおり、大企業との差も拡大傾向にあります。今後の雇用環境の変化や人手不足等への対応等厳しい事業環境を乗り越えるため、労働生産性の向上に向けて積極的にチャレンジする区内中小企業者の経営改善・事業の持続的発展を目的とした、先端設備等の設備投資に係る経費の一部を補助し、区内中小企業の生産性及び経営力の向上を図ります。

## 2 助成額

助成対象経費の2分の1以内の額又は助成限度額 200 万円のいずれか低い額

※予算の範囲内で区が助成額を決定いたします。

※1,000 円未満の端数については切り捨て。

## 3 申請期間

平成 30 年 10 月 16 日（火）～平成 30 年 11 月 30 日（金）

午前 9 時～午後 5 時（土日祝日を除く）

※事前にお電話にて時間帯を確認のうえ、ご持参願います。

## 4 助成対象者

次に掲げる各号の要件全てを満たすこと。

- （1）本助成金の申請までに、生産性向上特別措置法（平成 30 年 6 月 6 日法律第 25 号）に基づく先端設備等導入計画の認定を受けた事業者であること。
- （2）区内に 1 年以上主な事業所を置く中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）であること。その他、区長が認める組合または法人。
- （3）法人事業税および法人都民税（個人事業主で事業税が非課税の場合は住民税及び軽自動車税）を滞納していないこと。
- （4）板橋区に対する使用料等の債務の支払が滞っていないこと。

ただし、下記の事項のいずれかに該当する場合は、申請できません。

- （1）みなし大企業。なお、みなし大企業とは次に掲げる要件のいずれかに該当する企業をいう。
  - ①一つの大企業（中小企業以外の者）が発行済株式総数または出資総額の 2 分の 1 以上を単独に所有又は出資している企業。
  - ②複数の大企業が発行済株式総数または出資総額の 3 分の 2 以上を所有又は出資している企業。
  - ③役員半数以上を大企業の役員又は職員が兼務している企業。
  - ④その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる企業。

- (2) 本助成金で申請する設備について、他の公的機関（国、都道府県、市区町村、中小企業振興公社等）から助成を受けている。
- (3) 民事再生法または会社更生法による申立て等、助成事業の継続について不確実な状況である。
- (4) 板橋区暴力団排除条例に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する。

## 5 助成対象事業

生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画の認定を受けた事業であり、次に掲げる各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 老朽化した設備から生産性の高い最新機械設備への更新・導入事業
- (2) 更なる発展に向けて競争力強化等を目指した最新機械設備の導入事業

なお、以下の要件を全て満たすこと。

- ① 平成31年2月28日までに設置が完了し、対象経費の支払いが完了する事業であること。
- ② 導入場所は板橋区内の事業所であること。
- ③ 総額50万円以上（税抜き）の事業であること。

（主な設備例）

- ・ 機械および装置
- ・ 業務用冷蔵庫
- ・ 生産管理システム
- ・ 特殊車両

## 6 助成対象外事業

次に掲げる事業は助成対象となりません。審査において、以下に該当すると認められた場合は不採択となります。

- (1) 人員削減を目的とした事業
- (2) 公序良俗に反する事業
- (3) 原材料や商品の仕入れ等営利活動とみなされる事業
- (4) 本助成対象期間内に同一の事業について、国、都、板橋区、（公財）東京都中小企業振興公社、（公財）板橋区産業振興公社等が助成する他の制度（補助金、委託費等）において既に交付決定を受けた事業
- (5) 環境、景観の法令、条例等に反する事業
- (6) 青少年健全育成にふさわしくない事業

## 7 助成対象経費

- (1) 機械および装置の購入に係る経費
- (2) 器具および備品の購入に係る経費

- (3) 機械および装置の輸送に係る経費（運搬費等）
- (4) 機械および装置の設置に係る経費（分解・組立・校正費・整備費等）
- (5) 新規設備導入に伴う既存設備の廃棄に係る経費
- (6) CAD等のソフトウェアの購入に係る経費
- (7) その他区長が適当と認める経費

※実績報告の段階において、全ての経費について請求書、納品書、領収書、振込記録等の帳票書類による支払の確認をします。書類に不備がある場合には経費として認められません。

※手形、小切手又はクレジットカードにより支払いが行われている経費は認められません。

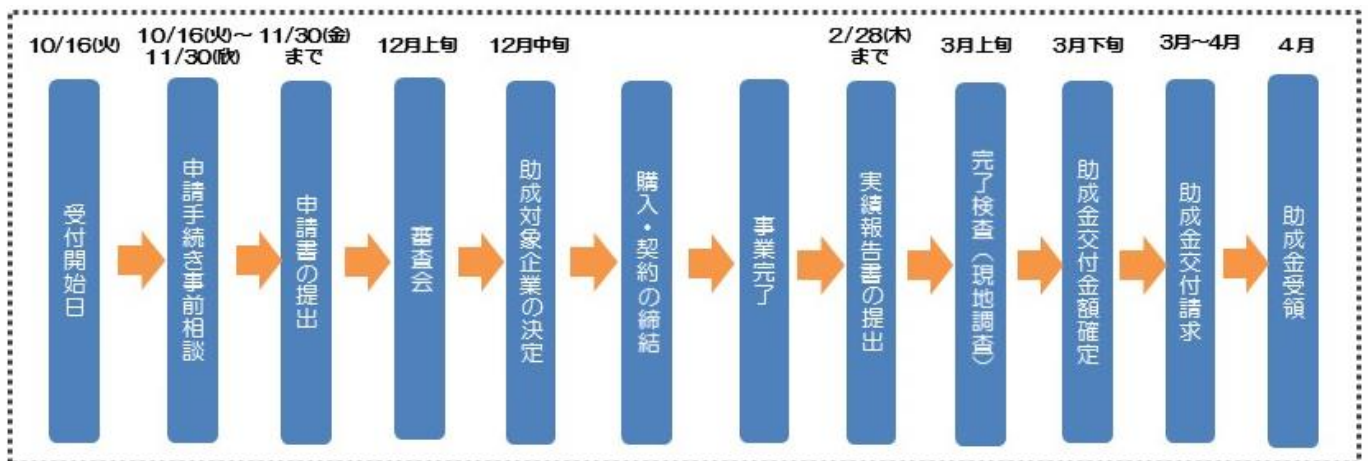
※助成対象事業以外の事業と混同して支払いが行われており、助成対象事業に係る経費が区分できないものは認められません。

※経費総額のうち 1,000 円未満の端数については切り捨てになります。

## 8 助成対象外経費

- (1) 交付決定日よりも前に発注、購入、契約、または事業期間終了後に納品、検収等を実施したもの
- (2) 事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- (3) 電話代、インターネット利用料金等の通信費（クラウド利用費に含まれる付帯経費を除く）
- (4) 商品券等の金券
- (5) 文房具などの事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- (6) 飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
- (7) 不動産の購入費、自動車等車両（事業所や作業所内のみで走行し、自動車登録番号がなく、公道を自走することができないものは除く。）の購入費・修理費・車検費
- (8) 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- (9) 振込等手数料（代引き手数料を含む）、収入印紙
- (10) 公租公課（消費税及び地方消費税額（以下、「消費税等」という。）等）
- (11) 各種保険料
- (12) 借入金などの支払利息及び遅延損害金
- (13) 助成金計画書、交付申請書等の書類作成・送付に係る費用
- (14) 連携体内の補助事業者の取引によるもの（機械装置・備品等の売買代金や賃借料等）
- (15) 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、パソコン、プリンタ、タブレット端末、スマートフォン、文書作成ソフトウェアなど）の購入費
- (16) 中古品の購入費
- (17) 機械装置等のリース料
- (18) 公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費、その他区長が助成対象外経費と認める経費

## 9 全体スケジュール



## 10 申請にあたって

### (1) 提出書類

- ①板橋区先端設備等設備投資支援事業助成金交付申請書（第1号様式）
  - ②事業計画書（助成金用）（別紙1～5 第1号様式関係）
  - ③誓約書（区指定様式）
  - ④提出書類確認チェックシート（区指定様式）
  - ⑤対象事業経費に係る見積書（コピー可）
  - ⑥申請事業の詳細資料（設備のカタログ等）
  - ⑦企業概要（会社案内・パンフレット等）
  - ⑧（法人）法人登記事項証明書（発行日から3カ月以内の原本）  
（個人）確定申告書（第1表）の写し等、事業を行っていることが示されている書面
  - ⑨（法人）法人事業税納税証明書及び法人住民税納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書（1期分）  
（個人）住民税納税証明書及び軽自動車税納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書（1期分）
  - ⑩決算書、貸借対照表及び損益計算書（2期分）
- ※⑨は、発行日から3カ月以内の原本を添付してください。

### (2) 区指定様式の入手について

産業振興課ホームページ「板橋区先端設備等設備投資支援事業助成金」を検索いただきダウンロードしてください。

### (3) 留意事項

提出していただいた書類は返却いたしません。予めご了承ください。

## 11 審査について

提出いただいた書類に基づき、申請された事業が助成対象事業であるか、及び対象経費が適正であるかについて審査を行います。

- (1) 「板橋区先端設備等設備投資支援事業助成金交付審査会」にて審査します。
- (2) 助成決定における審査内容は、「設備導入による効果性」「製品（サービス等）の市場性」「事業計画の妥当性」「財務健全性」「地域貢献性」「企業信頼性・社会性」計6点の観点から評価します。各項目5点満点、審査員一人あたり30点満点となります。ただし、総合得点が満点の6割未満のときは不採択となります。
- (3) 審査会は、産業経済部長のほか、審査員3名以上の計4名以上をもって組織します。
- (4) 審査会は、非公開で行われます。
- (5) 審査の途中経過のお問合せには一切応じかねますので、予めご了承ください。
- (6) 審査結果について、採択案件（助成対象予定者）の決定後、申請者全員に採択・不採択の結果を文書にて通知します。

## 12 交付決定について

- (1) 助成金の交付決定額は、助成金申請額と異なる場合があります。
- (2) 助成金交付に際し、区長が必要な条件を付す場合があります。
- (3) 交付決定額は助成金額の上限額を示すものであり、事業完了後、実績報告・実地検査に基づき助成金額を確定します。

## 13 助成対象事業の変更・中止等

やむを得ず、申請した事業内容を変更もしくは中止されることが見込まれる場合、助成対象事業者は、あらかじめ変更もしくは中止の届出（第3号様式）をしなければなりません。下記項目の最終変更時期は平成31年1月17日（木）までとします。

- (1) 助成対象事業の内容を著しく変更しようとするとき。
- (2) 助成対象事業の経費の20%を超えて変更しようとするとき。
- (3) 助成対象事業を中止しようとするとき。

## 14 実績報告

本事業を完了（工事・設置の完了、支払いの完了を指します。）したときは、平成31年2月28日（木）までに下記の書類の提出が必要です。実績報告書に、事業経費の支出を明らかにするものとして、下記の(1)～(9)の添付が必須となります。

- (1) 実績報告書（第5号様式）
- (2) 実績報告書・収支決算書（別紙1～2 第5号様式関係）
- (3) 見積書の写し（交付決定額より変更があった場合のみ）
- (4) 契約書の写し（契約内容・契約日・契約金額・契約先が確認できるもの）
- (5) 納品書の写し
- (6) 請求書の写し

- (7) 領収書の写し（支払日・支払金額・支払先が記載されているもの）
  - (8) 助成事業により購入した機械装置や備品の配置図面、工事箇所がわかる図面
  - (9) 助成事業により購入した機械装置や備品の配置された写真、工事箇所がわかる写真
- ※銀行振込の場合は、銀行の領収書（振込依頼書控）を必ず受け取ってください。  
※必要に応じて書類の追加提出をお願いする場合があります。

## 1 5 助成金額の確定

- (1) 実績報告書提出後、区はその内容を審査し、書類確認や現物確認等を行い、その報告に係る助成事業の成果が、助成金の交付決定の内容及びそれに付した条件に適合すると認められたときは、交付すべき助成金額を確定します。原則として、本事業終了後の助成金額確定に当たり、助成対象物件等や帳簿類の確認が出来ない場合については、当該物件等に係る金額は助成対象外となります。
- (2) 助成金の確定額は、交付決定額を上回ることはありません。

## 1 6 助成金の交付

事業者が、助成金交付額確定通知を受領した後、請求に基づき助成金を指定口座に振り込みます。

## 1 7 助成事業者の義務

本事業の交付決定を受けた場合は、以下の条件を守らなければなりません。

- (1) 本事業終了後3年間は、毎年度、対象となる設備等の操業状況報告書（第8号様式）を提出するとともに、終了後5年間は必要に応じて本事業に係る調査に協力しなければなりません。
- (2) 本事業終了後、5年間は板橋区内で継続して操業しなければなりません。
- (3) 財産管理及び処分の制限について
  - ①助成事業により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければなりません。
  - ②取得財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理し、助成金の交付目的に従って、その効率的運営を図らなければなりません。
  - ③助成事業者が、取得財産等を助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、取壊し、又は債務の担保に供しようとするときは、取得財産等処分承認申請書（第9号様式）をあらかじめ区長に提出し、事前に承認を受けなければなりません。ただし、当該財産が「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年3月31日付大蔵省令第15号）に規定する年数を経過している場合は、この限りではありません。
  - ④財産処分を行った際、当該財産を処分したことによって得た収入の全部又は一部は納付しなければなりません。納付額は当該処分財産に係る助成金額が限度です。
- (4) 助成対象者は、本事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

- (5) 本事業の進捗状況の確認のため、実地検査が入ることがあります。この検査により助成金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければなりません。

## 18 財産の帰属等

助成事業により取得した機械装置等の設備及び備品等の財産権は、事業者に帰属するものとします。

## 19 その他

- (1) 助成事業者が「補助金等に係る予算の執行に適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、助成金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行う場合があります。
- (2) 本事業終了後、事業の成果について、必要に応じて助成事業実施者に発表していただく場合があります。
- (3) 採択となった場合には、事業概要、企業名、代表者名等を公表する場合があります。
- (4) 国、都、板橋区、（公財）東京都中小企業振興公社、（公財）板橋区産業振興公社等から同一内容の助成を受け、又は交付決定を受けた中小企業者は、本助成金の交付は受けられません。
- (5) 税の未納又は滞納がある場合は、本助成金の交付は受けられません。
- (6) 採択された場合でも、予算の都合等により申請金額が減額される場合があります。
- (7) 代表者（代表者、法人でその役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)) について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係があることが判明した場合、採択を行いません。また、採択後や交付決定後であっても、採択や交付決定を取り消します。

## 20 問合せ（申請書提出先）

東京都板橋区板橋 2-65-6 板橋区情報処理センター5階

【製造業その他の方】 産業振興課 活性化戦略グループ

TEL：03-3579-2193 FAX：03-3579-9756

Eメール：[sg-senryaku@city.itabashi.tokyo.jp](mailto:sg-senryaku@city.itabashi.tokyo.jp)

【商業・サービス業の方】 産業振興課 商工振興グループ

TEL：03-3579-2171 FAX：03-3579-9756

Eメール：[kb-sshinko@city.itabashi.tokyo.jp](mailto:kb-sshinko@city.itabashi.tokyo.jp)